

建設資材の分別解体等の 適正実施について

令和7年度アスベスト対策研修会

神奈川県 県土整備局 都市部 技術管理課

- 建設リサイクル法とは
- 建設リサイクル法とアスベスト
- 建設リサイクル法の実務
- 解体現場における不適正事例
(アスベスト)
- 啓発資料等

建設リサイクル法とは

建設リサイクル法とは

正式名称

建設工事に係る資材の再資源化等に関する
法律（平成12年法律第104号）

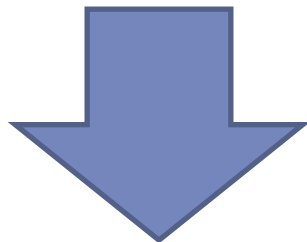
通称

建設リサイクル法

建設リサイクル法とは

建設リサイクル法の目的（第1条）

特定建設資材の分別解体等・再資源化等の促進



建設リサイクルの促進

建設リサイクル法 3つのポイント

- 1 分別解体等実施義務(建設部局)
- 2 再資源化等実施義務(環境部局)
- 3 解体工事業者の登録(建設業担当)

分別解体等実施義務のポイント

- ① 分別解体等実施義務
- ② 特定建設資材
- ③ 対象建設工事
- ④ 元請負業者の義務
- ⑤ 届出(通知)義務

①分別解体等実施義務

- 建設リサイクル法の基準

(施行規則第2条(※))に従った分別

※例：吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したものの有無の調査及び除去 など

② 特定建設資材

- 1 コンクリート
- 2 コンクリート及び鉄から成る建設資材
- 3 木材
- 4 アスファルト・コンクリート

建設リサイクル法とは

③ 対象建設工事

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負代金の額 500万円以上

※ 金額は税込み

④ 元請負業者の義務

- ・ 発注者への分別解体等の計画等について書面交付・説明
- ・ 再資源化等の実施状況に関する記録作成・保存

⑤ 届出(通知)義務

「発注者」に

工事着手の7日前までに分別解体等の計画等の届出義務

※ 国の機関又は地方公共団体が発注者の場合は、工事着手前までに通知することで足りる。

※ 県土木事務所への届出(通知)は電子申請可能

再資源化等実施義務のポイント

- ① 再資源化等実施義務
- ② 再資源化
- ③ 報告義務
- ④ 廃棄物処理法上の報告義務

建設リサイクル法とは

① 再資源化等実施義務

- 特定建設資材廃棄物に関する再資源化等の義務

② 再資源化

- 特定建設資材廃棄物ごとの再資源化を実施

③ 再資源化等の報告義務

- 元請負業者に発注者への報告義務

④ 廃棄物処理法上の報告義務

- 元請負業者にマニフェストの交付
状況の報告義務

建設リサイクル法とアスベスト

建設リサイクル法(分別解体等)とアスベスト(1)

- ・ 建設リサイクル法施行規則第2条第1項第1号(※)で事前調査を規定

※ 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したものの有無の調査及び除去 など

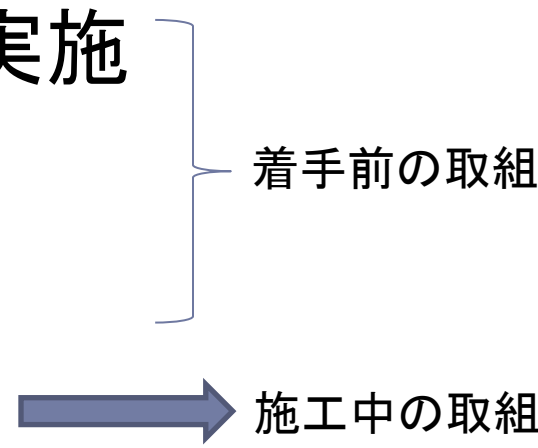
→ アスベスト等の有害物質は建設リサイクル法の事前調査の対象と解されている。

建設リサイクル法（分別解体等）とアスベスト(2)

- ・ 建設リサイクル法第10条の届出に際し、特定建設資材に付着したものについて記載する。
 - 神奈川県独自の取組として、特定建設資材への付着の有無にかかわらず、アスベスト等の有害物質の発生の有無を記載する。

建設リサイクル法の実務

建設リサイクル法実務 (分別解体等)の4つのポイント

- 1 建築物等に関する調査の実施
 - 2 分別解体等の計画の作成
 - 3 工事着手前措置の実施
 - 4 工事の適正施工
- 
- 着手前の取組
- 施工中の取組

建設リサイクル法の実務

1 建築物等に関する調査の実施

周辺の状況、作業場所、搬出経路、残存物品の有無等

2 分別解体等の計画の作成

調査(※)結果・着手前に講ずる措置内容、工程等、廃棄物の量の見込み、その他

※ アスベスト等の有害物質等の有無の調査など

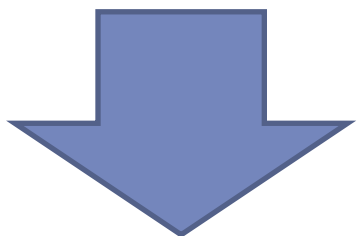
3 工事着手前措置の実施

作業場所の確保、搬出経路の確保、残存物品等の搬出等

建設リサイクル法の実務

4 工事の適正施工

計画に基づく施工



標準的な作業手順は・・・

- ① 建築設備・内装材等の取り外し
- ② 屋根ふき材の取り外し
- ③ 外装材・上部構造部分の取壊し
- ④ 基礎及び基礎ぐいの取壊し

※ ①、②は原則手作業。③、④は手作業・機械作業の併用。

解体現場における不適正事例 (アスベスト)

解体現場における不適正事例(アスベスト)

【アスベスト不適正事例1】

アスベスト含有のスレート材の一部が地面に落ちていた状態



⇒(対策) 取り残したものがないか、現場確認を十分行う。

解体現場における不適正事例(アスベスト)

【アスベスト不適正事例2】

アスベスト含有の疑いのある建材とその他の建材が混同していた状態



⇒(対策) アスベスト含有建材はアスベスト含有建材のみで分別解体し、保管する。

啓発資料等

- 届出のしおりについて

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4071/p330508.html>

※ホームページリニューアル後は

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4071/todokede/index.html>

- 神奈川県県土整備局都市部技術管理課ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/index.html>

- 国土交通省ホームページ(建設リサイクル法関係)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index_0303law.htm